

(c) 災害又は健康障害の危険性（不利な条件にさらされることを含む。）からの適切な保護をその他の手段によって確保することができない場合には、労働者の費用負担なしに適当な保護具、必要な場合における保護衣その他国内法令によつて定められる施設を提供しきつ維持すること。

(d) 作業場で傷害又は疾病を被つた労働者に応急医療、作業場からの適切な移送手段及び適当な医療施設の利用を提供すること。

第十条

使用者は、次のことを確保する。

- (a) 安全及び健康に関する事項並びに与えた作業に関して、労働者の費用負担なしに、適切な訓練及び再訓練に関する計画並びに理解しやすい教育を労働者に与えること。
- (b) 国内法令に従い、鉱山における安全な作業を確保するために各交代要員に対して適切な監督及び管理を行うこと。
- (c) 坑内にいるすべての者の氏名及びこれらの者がいることが予想される場所をいつでも正確に把握することができるような体制を確立すること。
- (d) 国内法令によって定められるすべての災害及び危険な事故を調査及びこれらについて適切な是正措置をとること。
- (e) 災害及び危険な事故について、国内法令によって定められる報告を権限のある機関に行うこと。

第十二条

使用者は、職業上の健康に関する一般原則に基づき、かつ、国内法令に従い、鉱業に特有の職業上の健康に対する危険にさらされる労働者の健康に関する定期的な監督が行われることを確保すること。

鉱山を管理する使用者は、二以上の使用者が同一の鉱山において活動を行う場合には、労働者の安全及び健康に関するすべての措置の実施について協力し、並びに作業上の安全について主たる責任を有する。それらの使用者は、このことにより、労働者の安全及び健康に関するすべての措置の実施に対する責任を免除されるものではない。

B 労働者及びその代表者の権利及び義務

第十三条

1 労働者は、第四条の国内法令に基づいて次の権利を有する。

- (a) 災害、危険な事故及び危険について、使用者及び権限のある機関に対して報告を行うこと。
- (b) 安全及び健康上の理由から懸念がある場合には、検査及び調査が使用者及び権限のある機関により実施されることを要請し及び確保すること。
- (c) 安全又は健康に対して影響を及ぼす可能なある作業場での危険について知り及び告げられること。

(d) 使用者又は権限のある機関が有する労働者の安全又は健康に関する情報を入手すること。

(e) 労働者の安全又は健康に対し合理的に正当化することができる重大な危険があるような事態が生ずる場合には、鉱山のいかなる場所からも移動すること。

(f) 安全及び健康に関する代表者を共同して選出すること。

2 1(f)に規定する安全及び健康に関する代表者は、国内法令により次の権利を有する。

- (a) 作業場における安全及び健康に関するあらゆる側面（必要な場合には、1に規定する権利の行使を含む。）において労働者を代表すること。
- (b) (i) 作業場において使用者及び権限のある機関が行う検査及び調査に参加すること。
- (ii) 安全及び健康に関する事項を監視し及び調査すること。
- (c) 助言者及び独立した専門家に相談すること。

(d) 安全及び健康に関する事項（政策及び手続を含む。）について、適時に使用者と協議すること。

(e) 遷出された分野に関し災害及び危険な事故に係る通報を受けること。

(f) 権限のある機関と協議すること。

3 1及び2に規定する権利の行使のための手続は、次のものによって定められる。

4 (a) 国内法令

(b) 使用者と労働者及びその代表者との間の協議

労働者は、国内法令に従い訓練に応じて次の義務を有する。

- (a) 安全及び健康に関する所定の措置を遵守すること。
- (b) 自己の安全及び健康並びに作業中の行為又は不作為によって影響を受ける他の者の安全及び健康に対して妥当な注意を払うこと（このために利用に供される保護衣、保護施設及び保護具の適切な手入れ及び使用を含む。）
- (c) 自己又は他の者の安全及び健康に対して危険があると確信する状況並びに自ら適切に処理することができない状況について、直ちに直属の監督者に報告すること。
- (d) この条約によって課される使用者の義務及び責任が履行されることができるよう使用者と協力すること。

C 協力

第四部 実施

第十六条

加盟国は、この条約の効果的な実施を確保するため必要なすべての措置（相当な刑罰及び是正措置の規定を含む。）をとる。

(b) この条約に従つてとる措置の適用を監督するために適当な監督機関を設置し及び当該監督機関に対してその任務の遂行に必要な資源を提供する。

国内法令に従い、使用者と労働者及びその代表者との間の鉱山における安全及び健康を促進するための協力を奨励するための措置をとる。